

○枝幸町空き家・空き地バンク制度実施規則

平成 27 年 5 月 1 日規則第 25 号

改正

令和 3 年 11 月 18 日規則第 54 号

枝幸町空き家・空き地バンク制度実施規則

(目的)

第 1 条 この規則は、枝幸町における空き家及び空き地に関する情報を広く提供することにより、枝幸町への定住促進と地域の活性化を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 居住を目的として建築し、現に居住していない（近く居住しなくなる予定（登録申込の日から 3 ヶ月以内）のものを含む。）枝幸町内に存在する建物（専用住宅及び併用住宅に限る。）及びその敷地をいう。
- (2) 空き地 住宅又は店舗等の建築に適当な面積を有する良好な管理状態にある更地（近く更地となる予定（登録申込の日から 3 ヶ月以内）のものを含む。）で枝幸町内に存在するものをいう。
- (3) 所有者等 空き家若しくは空き地（以下「空き家等」という。）の売買若しくは賃貸等を行うことができる所有権又はその他の権利を有する者をいう。
- (4) 空き家等登録者 空き家・空き地バンクの登録を受けた所有者等をいう。
- (5) 利用希望者 枝幸町への定住を目的に、空き家等の購入又は賃借を希望する者をいう。
- (6) 空き家・空き地バンク 空き家等の売買又は賃貸等を希望する所有者等から申込みを受けた情報を、利用希望者に対して必要と認める範囲での空き家等に関する情報を提供するシステムをいう。

(適用上の注意)

第 3 条 この規則は、空き家・空き地バンク以外による空き家等の取引を規制するものではない。

(空き家・空き地バンクへの登録の申込み等)

第 4 条 空き家・空き地バンクへの登録を受けようとする所有者等は、枝幸町空き家・空き地バンク登録申込書（様式第 1 号）を町長に提出するものとする。

- 2 町長は、前項の規定による申込みがあったときは、その内容及び現状を確認するとともに、適当であると認めたものについて空き家・空き地バンク登録台帳（以下「登録台帳」という。）に登載するものとする。
- 3 町長は、前項の規定による登録を可としたとき又は登録を不可としたときは、枝幸町空き家・空き地バンク登録完了（不可）通知書（様式第 2 号）により当該申込者に通知するものとする。
- 4 町長は、必要に応じて当該空き家等を調査するとともに、空き家等登録者は、当該調査に協力しなければならないものとする。
- 5 町長は、第 2 項の規定による登録を受けていない空き家等で、空き家・空き地バンクに登録することが適当と認めるものは、当該所有者等に対して空き家

・空き地バンクへの登録を勧めることができる。

(空き家・空き地バンクの対象とならない空き家等)

第5条 空き家・空き地バンクへの登録の対象とならない空き家等については、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 申込みがあった時点において、専用住宅として居住することが不可能と思われるとき。

(2) 売買を希望する場合に、抵当権等、所有者等以外の者が空き家等に関する権利を有しているとき。

(3) 建物として一部に倒壊等の危険性があるとき。

(ホームページへの掲載及び周知)

第6条 町長は、第4条第2項の規定により登録台帳に登載した空き家等に関する情報について、現況写真、所在地及び構造等を、枝幸町ホームページ等へ掲載し広く周知するものとする。

(登録台帳の登録事項の変更)

第7条 空き家等登録者は、空き家・空き地バンクの登録事項に変更があったときは、速やかに、枝幸町空き家・空き地バンク登録変更届出書(様式第3号)を町長に提出しなければならない。

(空き家・空き地バンクの登録の抹消)

第8条 町長は、空き家等登録者が次の各号のいずれかに該当するときは空き家・空き地バンクの登録を抹消するとともに、枝幸町空き家・空き地バンク登録抹消通知書(様式第4号)を当該空き家等登録者等に通知するものとする。

(1) 空き家等登録者が死亡したとき。

(2) 枝幸町空き家・空き地バンク登録抹消届出書(様式第5号)の提出があったとき。

(3) 当該空き家等に係る所有権その他権利に異動があったとき。

(4) 登録台帳に登載後、3年を経過したとき。ただし、改めて登録申込みを行うことにより再登載することができるものとする。

(5) 申込み内容に虚偽があったとき。

(6) その他町長が適当でないとしたとき。

(空き家・空き地バンク利用の申込み等)

第9条 空き家・空き地バンクの情報を得たい利用希望者は、枝幸町空き家・空き地バンク利用申込書(様式第6号)に希望する空き家等の番号(第4条第2項の規定により登録された登録番号をいう。)及びその他必要な事項を記入し、町長に提出するものとする。

2 町長は、前項の規定による申込みがあった場合は、速やかにその内容を審査し、適当であると認めるときは、登録台帳に申込み内容を記載するとともに、前項の当該物件の空き家等登録者へその旨を通知するものとする。

3 前項の通知を受けた空き家等登録者は、第1項の利用希望者と交渉等を行い、その結果を町長に報告するものとする。

4 町長は、登録された物件が既に交渉中の場合は、新たな利用希望者からの枝幸町空き家・空き地バンク利用申込書(様式第6号)の提出を受け付けないものとする。

(空き家等登録者と利用希望者の交渉等)

第10条 町長は、空き家等登録者と利用希望者との空き家等に関する交渉及び売買、賃貸借等については、これに関与しないものとする。

2 町長は、交渉等によるトラブル等については、その責を負わない。

(その他)

第11条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (令和3年11月18日規則第54号)

この規則は、令和4年4月1日から施行する。